

人種差別撤廃委員会の総括所見（CERD/C/JPN/CO/10-11）に対する日本政府コメント

1. 日本は、同委員会第96会期中の第10～11回我が国政府報告審査を受けて、2018年8月28日に採択された同委員会の総括所見（CERD/C/JPN/CO/10-11）において、パラ10及び32に含まれる勧告のフォローアップに関する情報を1年以内に提供するように求める同委員会の要請に応じて、追加報告を提出する。
2. また、1年以内のフォローアップを求められてはいないが、パラ15、16、25、26、35及び36についても、国内の取組につき、追加で情報を提供する。
3. 追加報告は以下のとおり。

パラ10

締約国が、2017年の普遍的・定期的レビューにおける国内人権機構の設置に向けた努力の促進に関する勧告のフォローアップを受け入れたことに留意しつつ、委員会は、締約国に対し、パリ原則（国連総会決議48/134、別添）に従い、人権の促進及び保護に関する広範な権限を有する国内人権機構を設置することを勧告する。

4. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。
5. なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部（全国8箇所）、地方法務局人権擁護課（全国42箇所）及びこれらの支局（全国261箇所）が設けられている。
6. さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている。
7. 法務省の人権擁護機関は、人権侵害行為を対象として全国311箇所の法務局・地方法務局及びその支局などにおいて、広く人権相談に応じており、その2018年の件数は216,239件となっている。また、中立公正な立場から、人権侵犯事件の調査救済活動を行っており、2018年に新規に救済手続きを開始した件数は19,063件となっている。

パラ32

委員会は、締約国に対し、技能実習制度が同法に適合するよう適切に規制され、政府により監視されることを勧告する。委員会は、次回の定期報告において、同法の実施及びその影響に関する情報を要請する。

8. 2017年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づき、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）による監理団体・実習実施者への実地検査に取り組んでおり、技能実習生の保護が図られるよう制度の適正化に努めている。

9. 機構は、2018年12月末までに実地検査として、速報値であるが、監理団体に対し、2,000件弱、実習実施者に対し、5,000件以上の合計7,000件以上を実施した。また、これも速報値であるが、2018年9月末までに実施した実地検査（監理団体に対し、1,100件余り、実習実施者に対し、2,600件余りの合計3,700件余り）において、検査事項について違反が認められ、改善勧告が行われた機関数は、1,400件弱（監理団体に対し、500件余り、実習実施者に対し、900件弱）である。また、2018年度に許可を取り消された監理団体は1団体、認定計画を取り消された実習実施者は8社（そのうち1社には改善命令も併せて実施）である。

10. また、法務省及び厚生労働省は、技能実習生の送出しを希望する国との間で、順次、二国間取決めを作成し、送出機関の適正化にも努めている（2019年4月末現在13か国との間で作成済み。）。

11. さらに、技能実習制度のより適正な運用の在り方を検討するため、2018年11月、法務省内にプロジェクトチームが設置され、技能実習生の失踪、死亡事案に係る調査及び技能実習制度の運用状況に係る検証等が行われた。2019年3月、その調査・検討結果報告書が示されたところ、現在、同報告書において提言された、失踪、死亡事案等への対応の強化、失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進及び出入国在留管理庁及び技能実習機構の体制の強化等の運用の改善方策に基づき、同制度の一層の適正化を推進している。

パラ15

締約国によるアイヌの人々の権利を保護し促進する近年の取組に留意しつつ、委員会は、以下について懸念する。

- (a) アイヌの人々の雇用、教育及び公的サービスへのアクセスにおける差別が引き続き報告されていること、並びにある程度の改善は見られるものの、北海道におけるアイヌの人々とその他の人々との間で生活水準に格差が依然として存在すること
- (b) アイヌの言語及び文化の保存のための努力がなされているものの、アイヌの人々の土地及び資源に

対する権利並びに言語及び文化遺産が十分に確保されていないこと

- (c) 協議体におけるアイヌの人々の割合が依然少なく、アイヌ政策推進会議に占めるアイヌの人々の割合が約3分の1のみであること（第5条）

パラ 16

先住民族の権利に関する一般的勧告23（1997年）を想起し、委員会は、締約国に以下を勧告する。

- (a) 雇用、教育、サービスへのアクセスにおけるアイヌの人々に対する差別の解消のための努力を強化すること
- (b) 「第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」等の現在とられている取組の実施及びその影響の監視を確実に行うこと、並びに次回の定期報告において、アイヌの人々の生活水準向上のためにとられた同措置及び他の措置に関する情報を提供すること
- (c) アイヌの人々の土地及び資源に関する権利を保護するための措置をとること並びに文化及び言語に対する権利の実現に向けた取組の強化を継続すること
- (d) アイヌ政策推進会議及びその他の協議体におけるアイヌの代表者の割合を増やすこと

12. 日本政府においては、アイヌの方々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代に継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある共生社会を実現するために重要との認識の下、アイヌ政策推進会議での議論を踏まえて、立法措置の検討を進めてきた。

13. その成果として、2019年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が制定され、同年5月に施行された。

14. この法律では、アイヌの人々が先住民族であるとの認識を示した上で、従来の福祉施策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含む多岐にわたる施策を総合的に推進することとしている。

15. 具体的には、アイヌの人々の要望を踏まえ、市町村が実施する事業の支援措置として新たな交付金の交付、国有林野における林産物の採取及びさけの採捕等に関する措置を盛り込んでいる。

16. また、内閣官房長官を本部長とする「アイヌ政策推進本部」を設置し、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進することとしている。

パラ 25

委員会は、外国籍、先住民及びマイノリティー女性の民族的・種族的出身及び性別に基づく交差的形態の差別に関する報告、並びに彼女たちが、貧困からの脱出及び教育、医療、雇用へのアクセスにおい

て、様々な固有の障害に直面していることを引き続き懸念する。彼女たちは、しばしば、彼女たち自身やその家族に対する汚名やヘイトスピーチにより不安を感じ、心理的苦痛に苦しんでいる。委員会は、さらに、これらの女性たちに対する暴力に関する報告が引き続きなされ、彼女たちへの暴力に取り組むためにとられた、第四次男女共同参画基本計画（2015年）を含む措置に関する情報の欠落、及びこれらの暴力の加害者に対する捜査、起訴、有罪判決に関する情報の不足を懸念する。また、委員会は、入管法第22条の4が、夫による家庭内暴力の被害者である外国人女性が在留資格の取消しを恐れて、虐待関係から離れて支援を求めることを妨げるおそれがあるという前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ17）を繰り返す。

パラ26

人種差別的性別的側面に関する一般的勧告25（2000年）及び市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に留意し、委員会は、以下を勧告する。

- (a) 締約国は、交差的形態の差別に苦しんでいる女性に十分に着目し、彼女たちの直面している具体的な課題をよりよく理解し、それに取り組むための関連する統計をとること
- (b) 外国籍、先住民、マイノリティーの女性が、特に彼女たち自身の状況に影響する意思決定のプロセスに参加する権利及び機会を有すること
- (c) 締約国は、外国籍、マイノリティー、先住民の女性に対する暴力を防ぐため、加害者の適切な認定、捜査、起訴、有罪判決を含む措置を早急にとること。委員会は、次回の定期報告において、外国籍、マイノリティー、先住民の女性に対する暴力防止のために第4次男女共同参画基本計画（2015年）の下でとられた具体的措置及び女性への暴力に関して報告された犯罪の被害者の民族ごとの件数及び捜査、起訴、有罪判決の件数のデータに関する情報を求める。また、締約国は、外国籍女性が、在留資格の喪失又は退去強制を恐れて、虐待関係に留まらざるを得ないような影響を与えることがないようにするための法改正を行うべきである。

I 在留資格取消しの対象

17. 出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第7号（以下「第7号」という。）は、配偶者としての身分を有する「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」について、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わずに在留している場合は在留資格を取り消すことができるとした上で、配偶者の身分を有する者としての活動を行わずに在留していることにつき、正当な理由がある場合は在留資格を取り消さないこととしている。

18. また、同項第8号（以下「第8号」という。）は、上陸許可等を受けて新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に出入国在留管理庁長官に対し住居地の届出をしない場合、又は同項第9号（以下「第9号」という。）は、中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退居した日から90日以内に、出入国在留管理庁長官に新住居地の届出をしない場合、それぞれ在留資格を取り消すこ

とができるとした上で、住居地の届出を行わないことにつき、正当な理由がある場合は在留資格を取り消さないこととしている。

II 正当な理由

19. 在留資格取消しの可否を決定するに当たっては、取消対象者の個別具体的な事情を総合的に判断するところ、第7号ないし第9号における正当な理由がある場合等の在留資格の取消しを行わない具体例として、

(1) 第7号

配偶者からの暴力（いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス））を理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合

(2) 第8号及び第9号

配偶者からの暴力（いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス））を理由として避難又は保護を必要としている場合が挙げられる。

III 正当な理由の周知

20. 出入国在留管理庁では、前記2の具体例について、同庁ホームページにおいて9言語（日本語を含む）で掲示しているほか、在留審査手続に係るQ&Aにおいても当該具体例を示し、周知を図っている。

パラ35

委員会は、締約国で報告された難民認定率（11,000件の申請中19件）が非常に低いことを懸念する。委員会は、期間を定めない庇護希望者の收容を懸念する。委員会は、難民認定申請者が通常は就労することも社会保障を受けることもできず、過密状態の政府施設への依存又は虐待及び労働搾取のおそれにさらされていることを懸念する。

パラ36

難民及び避難民に関する一般的勧告22（1996年）を想起し、委員会は、締約国に全ての難民認定申請者が適正な配慮を受けるよう確保することを勧告する。委員会は、締約国が收容所の收容期間の上限を導入することを勧告し、庇護希望者の收容が最後の手段としてのみ、かつ可能な限り最短の期間で用いられるべきであり、收容以外の代替措置を優先するよう努力すべきとの、前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ23）を繰り返す。委員会は、締約国が難民認定申請者に対し、申請から6か月後の就労を認めることを勧告する。

I 難民認定率について

21. 我が国においては、難民・避難民の流入が国際問題化している欧州等の状況とは異なり、アフガニスタン、イラク、シリアのような大量の難民・避難民を生じさせる国

の出身者からの難民認定申請が少ない状況にある一方で、難民認定申請によって庇護を求めることが主眼ではなく、我が国での就労等を目的と思われる濫用・誤用的な申請が相当数見受けられる。

22. このような状況の中で、我が国においては、申請内容を個別に審査の上、難民と認定すべき者を適正に認定している。また、難民条約上の難民とは認定できない場合であっても、本国情勢などを踏まえ人道上の配慮が必要と認められる場合には、在留を認めている。アフガニスタン、イラク、シリアといった国々の出身者から難民認定申請があった場合の庇護の状況は、欧州等とほぼ変わらないものと考えている（注）。

23. 我が国は、これまでに濫用・誤用的な申請を抑制し、真に庇護を必要とする者の迅速な保護を図るための様々な取組を実施しているところ、2018年の難民認定申請者数は、前年の約2万人から約1万人に半減した一方、2018年の難民認定者数は前年の20人から42人に倍増した。我が国は、引き続き、難民認定制度の適正な運用を推進していく。

（注）例えば、日本は、シリア危機が発生した2011年から2018年までの8年間で合計90件のシリア人からの難民認定申請を受け付け、2018年末までに処理を終えた全員について、難民認定するか又は難民認定しない場合であっても、本国の情勢等を考慮し、日本での在留を認めている。

2 難民認定申請者の就労について

24. 我が国では、2010年3月から、正規滞在者が難民認定申請した場合、申請から6月経過後に、希望があれば一律に就労を許可する運用を行っていたところ、近年、就労等を目的とするとみられる正規滞在者からの濫用・誤用的な申請が急増し、真に庇護を必要とする者の迅速な保護に支障が生じる事態となっていた。そのため、濫用・誤用的な申請を抑制し、真に庇護を必要とする者の迅速な保護を図ることを目的として、2015年9月に続き、2018年1月に、難民認定制度の運用の見直しを実施し、以降、これに基づく運用を行っている。

25. 具体的には、正規滞在者が難民認定申請した場合、難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する申請者については、そのことが判明次第、速やかに就労を認めることにより、従前よりも早期に生活の安定が図れるようにした。

26. 他方、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てるなど、濫用・

誤用的な申請者に対しては在留を認めない措置を執り、また、退学した留学生等の本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に申請をした者に対しては、在留は認めるものの、就労を認めない措置を執っている。

27. このような取組の結果、これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、真に庇護を必要とする者の迅速な保護を図るという目的に適う一定程度の効果を上げているものの、依然として濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることから、今後も、難民認定制度の適切な運用のため多方面からの取組を行い、真に庇護を必要とする者の迅速な保護を図る必要がある。

3 難民認定申請者の収容について

28. 難民認定申請時に正規在留中の者は収容されることはなく、在留資格を持たない者が難民認定申請をした場合については、逃亡のおそれがある等、一定の除外事由に該当する場合を除き、仮滞在許可がなされ、収容されることはない。

29. 他方、適正な退去強制手続を経て退去が決定した後に難民認定申請をした場合等は、収容の上、難民認定手続を進めることになるが、難民認定手続中の送還は停止され、特に人道上の配慮が必要な者については、仮放免を弾力的に運用することで最大限配慮している。

30. また、入管収容施設に収容されている被収容者の処遇については、保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によって行う生活様式を尊重しているほか、被収容者の人権尊重を図るという観点から、入国警備官を対象とした人権尊重に係る教育・啓発等を実施している。

31. さらに、入管収容施設において、入国警備官は被収容者の健康状態や動静把握を徹底し、保安上の事故防止に努めている。

4 難民認定申請者に対する保護措置について

32. 難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対しては、我が国が難民の定住支援業務を委託している財団を通じて、生活費、住居費、医療費を支給するほか、当面の居所を自力で確保できない者に対して「難民認定申請者緊急宿泊施設」を提供するなど、適切な支援を行っている。